

令和6年第10回9月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年9月3日(火) 午後1時53分から午後2時20分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、32人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也
 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久
 18. 秋田谷廣次 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠
 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽
 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰
 34. 横山 治彦 36. 浅見 春樹 計 32人
5. 欠席委員 6. 杉野森由美子 12. 野宮富喜子 19. 工藤しのぶ 35. 神 文敏 計4人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく解除条件付き賃借の許可処分の取消しについて

議案第48号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第49号 農地に該当するか否かの判断について

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主査：小笠原瞳
主事：吉田純也 主事：一戸想永 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第10回(9月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ9月総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。いよいよ9月に入りまして、稲刈りの時期に入ろうとしています。天気の方も、台風10号が東北縦断するかなと思いましたが、温帯低気圧に変わり安心したところでございますが、まだまだ残暑が厳しいですので体調管理に気を付け、また、怪我、事故等無いよう農作業を進めていただければと思います。

さて、本日は9月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には14番新岡亮委員、15番吉田秀美委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく解除条件付き賃借の許可処分の取消しについて

議案第48号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第49号 農地に該当するか否かの判断について

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

以上、報告2件、議案3件、計5件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、「報告第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく解除条件付き賃借の許可処

分の取消しにいて」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第14号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第14号は、1ページの番号131番から2ページの番号133番までの3件です。解約は田が3件で面積は51,602㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。

続きまして3ページをお開きください。報告第15号について説明いたします。

農地法第3条第1項の規定に基づく解除条件付き貸借の許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、同法第3条の2第2項に該当することから、取消ししたので報告する。令和6年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は平成31年1月の総会で農地法第3条により解除条件付きで許可されましたが、当該申請の農地について耕作放棄があったため、同法第3条の2第1項の規定により勧告をしましたが、そこでも改善が見られなかったため、同法第3条の2第2項の規定に基づき取消ししたものです。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第48号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、5ページをお開きください。議案第48号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第48号は、5ページの番号200番から9ページの番号210番までの11件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が5件で、田が27,948㎡、畑が59,028㎡、「贈与」が6件で、田が354㎡、畑が3,300㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから4ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明いたします。5ページ、200番の田は総額8万円、10a当たり約10万4千円、201番の畑は総額90万円、10a当たり約5万9千円、202番の畑は総額460万円、10a当たり約10万5千円、6ページ、203番の田は10a当たり30万円、204番の田は10a当たり30万円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結致します。これより、議案第48号を採決致します。おはかり致します。議案第48号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第49号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

10ページをご覧ください。議案第49号農地に該当するか否かの判断について。

耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和6年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

11ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。みなさまのお手元に、現地調査報告書を配布しています。地区ごとに農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、稲垣地区、畑が1筆で114㎡となっており、本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員3名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結致します。これより、議案第49号

を採決致します。おはかり致します。議案第49号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第50号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(吉田主事)

それでは12ページをお開きください。議案第50号について説明致します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第50号は、12ページ 番号21番から、22ページ 番号322番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が1件、面積が9,332㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が2件、畑が2件で、面積が33,543㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が16件、面積が合計197,901㎡です。議案第50号の合計としまして、田が19件、畑が2件、面積が合計240,776㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。12ページをお開きください。12ページ番号21の田は、総額647万円、10a当り約69万3千円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第50号の質疑を終結致します。これより、議案第50号を採決致します。おはかり致します。議案第50号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

1) 日時 令和6年10月3日(木) 午後2時00分より
場所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日時 令和6年11月8日(金) 午後2時00分より
場所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和6年度 青森県農業委員会大会（宮西係長）
- 2) 令和6年度つがる市農業委員会交流会収支決算報告（宮西係長）
- 3) 農用地のあっせんのお願について（吉田主事）
- 4) 2024年度版農家相談の手引の配布について（小笠原主査）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

長谷川勝則委員

先月21日の大会で要望が採択されたが、その取り扱いについて伺いたい。

事務局長（竹内攻規）

決議された事項については県農業会議に提出します。県農業会議では県内8協議会から提出された要望を取りまとめて、11月に青森市で開催される県農業委員会大会で議案として提出します。そこで、決議されますと全国農業会議所に提出します。全国農業会議所では、各都道府県農業会議から提出された要望を取りまとめて、11月下旬に東京都で開催される、全国農業委員会会長代表者集会で議案として提出し、決議後、全国農業会議所及び県農業会議で取りまとめた要望を県選出の国会議員に提出します。以上です。

議長（藤本正彦会長）

補足ですが、要望は選挙区の国会議員に直接持参し、お願いしています。

長谷川勝則委員

ありがとうございます。

議 長（藤本正彦会長）
他にありませんか。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）
以上をもって、「令和6年第10回（9月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。